

◎ CUNNメール通信 ◎ NO. 1427 2018年6月19日

## **(報告) 労働法制改悪阻止！東海行動**

本日、労働法制改悪阻止！全国キャラバン・全国運動実行委員会は、「働かせ方改革」関連法案の参院厚労委での強行採決を阻止すべく、全国一斉の街頭行動をよびかけました。

東京では、参議院議員会館前において百名を超える仲間が集まり集会を開催。

社民党、共産党からの連帯の挨拶も受けました。

並行して、終日、参院厚労委の傍聴行動が取り組まれました。

以下は、名古屋での行動の報告です。

〈名古屋ふれあいユニオン〉

コミュニティ・ユニオン東海ネットワークは6月19日に「労働法制改悪阻止！ 6・19 全国一斉行動 in 東海」の街頭行動を行いました。これは、CUNN が提起した全国一斉街頭行動の呼びかけにこたえたもので、高度プロフェッショナル制度の導入反対などを訴えました。

参加者らは、街頭演説やビラまきのあと、トヨタ自動車や自民党・公明党・立憲民主党の各愛知県組織への要請行動を行いました。立憲民主党は、「志は同じ。共に闘う」と応じました。

トヨタ自動車社に入るミッドランドスクエア前の行動の写真と、当日のチラシ、トヨタ自動車及び政党への申し入れ文書を添付いたします。

.....  
コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク 事務局

(発行責任者：岡本)

136-0071 江東区亀戸 7-8-9 松甚ビル 2F 下町ユニオン内

TEL : 03-3638-3369 FAX : 03-5626-2423

E-mail : shtmch@ybb.ne.jp  
.....

2018年6月19日

## 申し入れ書

### ～過労死促進の「高プロ制」導入を許さない申し入れ～

トヨタ自動車株式会社  
取締役社長 豊田 章男 殿



コミュニティユニオン東海ネット  
代表 広岡 法浄

1. トヨタでの相次ぐ過労死事件を弾劾する！  
週40時間を前提にした労働者に対する労働時間管理が義務づけられている現行法のもとでもトヨタはこれを怠り、以下の過労死を引き起こしている。
  - ・内野さん過労死事件。2002年2月9日、夜を徹して働いていた内野さんは未明4時過ぎトヨタ堤工場で致死性不整脈で死亡！
  - ・2010年、トヨタの本社でエンジンの動力を車輪に伝える部品の生産準備をしていた40歳の男性が過重労働とパワハラで悩みこみ1月に自殺した。
  - ・2011年9月にはトヨタ系企業（東海市）でも過労死事件、この事件は名古屋高裁で過労死認定された三輪さんの事件だ！
  - ・古くは1988年、トヨタの設計技術部門で働いていた T 氏が過労自殺。大卒後技術部門で働いていたが納期に追われた苦しさからビルの屋上から飛び降り自殺。政府財界がプロフェッショナル労働制と名付け、いの一に残業代ゼロ制度を導入しようとしている部門での事件だけに見過ごすことのできない事件だ！
2. 多くの企業が今国会での高プロ制導入を不要としている中であって、トヨタは政府を突き動かして過労死促進法と言うべきこの「高プロ制」の立法化を推進してきた。このことも強く弾劾する。
3. トヨタの研究開発部門への「高プロ制」導入を許さない！  
高プロ制の適用対象は年収1075万円以上の、為替ディーラー、アナリスト、研究開発などとされているがトヨタの研究開発部門には年収1075万円以上の労働者が多数いるといわれている。ここへの高プロ制導入は絶対許さない。
  - 第一に高収入の労働者、技術者が命を奪われていい理由はないのだ。
  - 第二に、高収入の労働者への「適用除外制度」の導入は、さらに広い職種や、低い年収の労働者にこの制度を押し広げるステップとなるものだからだ。たとえ高プロ制度が立法化されたとしても、トヨタがこの制度を導入することは許されない。過労死をこれ以上増やすことのないよう、高プロ制度の導入を行わないよう申し入れる。

以上

2018年6月19日

名古屋市中村区丸の内3-4-10 大津橋ビル3階  
自由民主党愛知県支部連合会  
会長 藤川 政人 様

名古屋市中区正木4-8-8 メゾン金山303号 名古屋ふれあいユニオン内  
コミュニティユニオン東海ネットワーク  
代表 広岡法浄  
電話：052-679-3079 FAX：052-679-3080

**「労働法制改悪阻止！ 6・19全国一斉行動 in 東海」申し入れ  
——長時間労働を促進する高プロ制導入に強く反対します——**

私どもは、東海地方の個人加盟制労働組合などで作る連絡・協議組織です。ユニオンみえ（連合産別・「全国ユニオン」加盟）や名古屋ふれあいユニオンなど、16の組織から構成されています。

さて、政府・与党は本日・19日に参議院・厚生労働委員会における「働き方改革」関連法案の採決を強行しようとしていましたが、過労死遺族の訴えや反対運動の高まりを前に、ひとまず阻止することが出来ました。共同通信社の世論調査に見られるように、多くの国民が「今の国会で成立させる必要はない」（69%）と、法案の必要性に疑問を提示しております。また、5月25日の衆議院厚生労働委員会では、新たな虚偽データが発見されたにも関わらず、与党は採決を強行しました。このような採決方法について、審議が不十分であるとして、与党の姿勢を否定する厳しい声も出されています。

今回の「働き方改革」一括法案には、一定の要件を満たした労働者には労働基準法の労働時間、休日、割増賃金に関する規定の適用を排除する高度プロフェSSIONAL制度が盛り込まれています。

この制度の導入については、労働組合、過労死遺族の会、法律家団体などの様々な団体が、反対の意見を表明しており、導入の正統性は皆無です。

貴党におかれては、国民の不安や疑問の声を真摯に受け止め、「良識の府」・参議院において、「働き方改革一括」法案の廃案にするよう、次の事柄を申し入れます。